

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載）		目次		岡山県公報	
		担当課（室）	発行 岡山県		
					
				目次	
				担当課（室）	

◎岡山県規則第三十八号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年八月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「を置く」を「及び事業者復興支援室を置く」に改める。

第三十八条第二項中「マーケティング推進室」を「産業企画課マーケティング推進室」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 産業企画課事業者復興支援室においては、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業に関すること。
 - 二 その他他課の分掌に属しない被災事業者の復興の支援に関すること。

附 則

この規則は、平成三十年八月二十一日から施行する。